

総務常任委員会

令和2年6月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
まちづくり政策課長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
同 課 長 補 佐	福井 まり	財 政 課 長	福居 哲也
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	同 参 事	岡村 智生
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	三原 進也

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、溝部委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。

私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。

伴副委員長ともどもよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、新規採用職員の紹介を総務部長からお願いいたします。

（ 総務部長が、新規採用職員を紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

新規採用職員の方は、退室していただいて結構です。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（ 午前9時00分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日子定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議時間の短縮にご協力いただきますよう、お願いいたします。

初めに、1. 付託議案、(1) 議案第17号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の(1)議案第17号、町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例につきまして、ご説明を申し上げます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます、よろしく願いをいたします。それでは議案書末尾、町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例(要旨)をご覧くださいと思います。本条例は、新型コロナウイルス感染症拡大による町民生活への影響を考慮するとともに、その対策に必要な財源を確保する観点から、町長、副町長及び教育長の給与の減額の額及び減額期間について定めるものでございます。

1. 制定内容についてであります。はじめに、(1) 給与の減額の額についてであります。町長の給料月額及び地域手当の額を10パーセント減額、副町長及び教育長の給料月額及び地域手当の額を、それぞれ5パーセント減額するものでございます。なお、本条例に基づく給料月額の減額に関し、期末手当及び退職手当の算定基礎となる給料月額への適用は行わないことといたします。

次に、(2) 減額期間についてであります。令和2年7月1日から同年12月31日までの6月間でございます。また、本条例の制定に伴う、それぞれの給料月額、地域手当の額の減額前、減額後及び影響額につきましては、(1) 給与の減額の額の表にございますとおりで、1月あたりの影響額は、町長におきましては、8万6,708円、副町長におきましては、36,305円、教育長におきましては、31,694円となっております。なお、6月間における3役の減額の合計額は、928,242円となっております。

続きまして、2. 施行期日等についてであります。本条例は、令和2年7月1日から施行することとし、平成30年9月に制定いたしました町長、副町長及

び教育長の給与の減額に関する条例は廃止することといたします。

以上で1. 付託議案の(1) 議案第17号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 町長、副町長、教育長の減額ということなんですが、給料の月額はわかるんです。ただ、地域手当ですね、これも同じような比率でなっておるんですが、教えてほしいんですが、この地域手当というのは、これは確か前、説明受けたときには国の方で地域、地域に対しての、バランスをとるためにというような意味での金額やったと思いますねけど、これはこの地域手当は本町の一般会計なんかそれとも国から交付金みたいな形できているものを交付しているのか、教えてください。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 直接国から補助または交付金を受けてということではなくて、町の一般会計からの支出というような意味合いの地域手当ということでございます。

伴委員 それでしたら、別に減額どころというのはない、この際に質問、ちょっと教えてほしいんですけれども、地域手当というのは国のほうから、斑鳩町はなんぼにしなはれというようなことで、指示っていいですか、通達っていうか、そういうなんで決まってきたわけじゃないわけですか。

総務課長 地方公務員の給与の関係については、国に基本的にはできるかぎり準拠していくというような原則がある中でですね、国では地域手当の額というのは、それぞれの地域に応じて定まっているということになっておりまして、斑鳩町におきましては、国の勧奨では6パーセントとなっておりますことから、この6パーセントを採用させていただいているというところでございます。

伴委員 もう1点だけ。地域手当というのはそういう形になって、日本国中の市町村は

全部それに対して、国の示しているパーセントで全部遵守しているということになっとるんでしょうか。わかる範囲でお願いします。

総務課長

それぞれ地域手当がついてない、もともとゼロというところもございますので、あと、それぞれの地域手当の率につきましては、基本的には国準拠ということになっておるかと思うんですけれども、それぞれの自治体で自主的に引き下げを行われたりというようなことはあるというのは承知しております。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第18号 斑鳩町立幼稚園預かり保育条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案(2)議案第18号 斑鳩町立幼稚園預かり保育条例について、説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務

説明につきましては議案書末尾の要旨をもって説明とさせていただきたいと思

います。要旨をご覧いただきたいと思います。本条例は、幼児の健やかな育成と、保護者への子育て支援の充実を図ることを目的に、町立幼稚園の預かり保育を実施することといたしまして、必要な事項を定めるものでございます。

まず、1として主な制定内容でございます。はじめに(1)実施する幼稚園(第3条第1項関係)でございますが、斑鳩町学校設置条例に規定する町立幼稚園としてでございます。次に、(2)実施日及び実施時間でございます。預かり保育の実施日及び実施時間は、規則で定めることといたしますが、具体的な内容といたしましては、実施日は、月曜日から金曜日まで、休日と年末年始を除くことといたします。実施時間は、学期中の月・火・木・金曜日は、通常保育時間終了後の午後3時から午後5時30分まで、水曜日は正午から午後5時30分までとし、長期休業期間中は午前8時30分から午後5時30分までといたします。

次に、(3)対象園児でございます。町立幼稚園に在園する園児であることを前提といたしまして、2つの区分を設けてございます。①といたしまして、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に定める保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な園児としておりますが、これは、共働き世帯等で保護者が1か月に48時間以上勤務している場合や保護者の出産等の理由により保育の必要性がある園児ということでございます。②といたしまして、一時的に家庭において必要な保育を受けることが困難な園児としており、これは、育児に伴う心理的又は身体的負担等の一時的な理由により預かり保育を利用しようとする園児を指してございます。

次に(4)利用料でございます。園児1人につき日額300円としてございます。次に(5)利用料の減免でございますが、表に定めてございまして、生活保護法による保護を受ける世帯、非課税世帯や多子世帯等を対象に区分に応じまして、減免制度を設けてございます。次に(6)保護者の責務でございます。園児の送迎や、園児が疾病等にかかっているときなどにおいて園長の指示に従う、これらを保護者の責務として規定しているところでございます。

最後に、施行期日ですが、令和3年4月1日からの施行としますが、利用の承認や不正な申請による承認の取消等の規定につきましては、手続きを先行の都合上、公布の日からの施行とさせていただきます。なお、実施日などのほか、本条例の施行に関しましては、利用の手続き、利用料の減免に係る手続きを別途、規則において定めて運用をしてみたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第18号 斑鳩町立幼稚園預かり保育条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り原案通り、可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 (5) 利用料の減免のところですが、これは私立の保育園と同じなんですか、それとも金額の面とか待遇面は違いがあるんでしょうか。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 私立とすべて一緒かどうかというところは、確認はできてございませんが、この形で運用してまいりたいというところで提案をさせていただいているものでございます。

齋藤委員 私立とどっちが有利かというか、その辺のところはわかりませんか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時14分 休憩)

(午前9時15分 再開)

委員長 再開いたします。 松岡教委総務課長。

教委総務課長 私立幼稚園と有利不利の関係につきましては、私立それぞれの考え方がございます中で、統一的に申しあげることにはできないところではございますけれども、基本的な利用料の部分につきましては無償化の対象となります場合には、特段、私立、公立ともに大きな差が生じるということはないと考えてございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 これを定めるにあたって、保護者にアンケート等とられて、どれぐらいの希望があるとか、そのあたりは確認されてこの条例を制定、提案された、そのあたりの状況はどんなものか、また保護者の声を聞いておられるかどうか、もし聞いておられたらどれぐらいの希望があるのか、教えてください。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長 これまでにですね、子ども・子育て支援計画の策定にあたりまして、アンケート調査が実施されてございます。この中で357件の母数といたしまして、今後利用したい主な事業といたしまして、幼稚園の預かり保育、幼稚園の利用、これらを含めると80パーセントの利用したいというお声がありました。複数回答でございますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

伴委員 わかります。だいたいそこそこのニーズがあるというのは、これでようわかりましたわ。その中で受け入れ体制として、先生等、そのあたりはどういう体制でしようと思っはりますか。

教委総務
課長 1園あたり2名の講師を配置するという予定で検討してございます。

伴委員 昼ご飯はお弁当を、お母さんが作ってもらって来はるのか、それともなにかそれ相当のパンとか、その辺を用意されるのか、そのあたり教えてください。

教委総務
課長 通常、学期中は幼稚園の給食がございしますので、それを食べる。長期休業中につきましては、お弁当の持参をお願いするということでございます。

委員長 水曜日も給食ということですか。 松岡教委総務課長。

教委総務
課長 水曜日はお弁当です。

委員長 ほかにはございせんか。

(な し)

委員長 ちょっと私の方からもお尋ねしたいんですけど、時間設定の考え方ですね、5時半までというふうにされてますけど、これはどういう考え方に基づいてるんでしょうか。 山本教育長。

教育長 この時間設定につきましては、当初、5時、それから5時半、6時というような3つの設定で考えさせていただきました。多くの場合が5時まで勤務と、そうしたときに、通勤で幼稚園まで来ていただくのに30分以内で来れるかどうかということを目視での5時半でございます。

委員長 保育園とか学童とのすみわけはあると思うんですけど、学童保育でいいますと、もともと6時半まで運営してましたけど、やっぱり大阪に通勤されてる方などが迎えに来れないということで、時間延長していただいている経緯がありますので、これについては今後ですね、保護者の声を聞いていただいて、柔軟に対応していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第20号 斑鳩町立学校使用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 岡村教育委員会総務課参事。

教委総務
課参事

おはようございます。

それでは、1. 付託議案（3）議案第20号 斑鳩町立学校使用条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課参事

説明につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明させていただきます。要旨をご覧ください。

本条例は、斑鳩町立学校施設の使用に際し、エアコンを使用するときにエアコン使用料を加算して徴収することとし、所要の改正を行うものであります。改正の内容としましては、施設使用にかかる使用料金を定める別表を改正するもので、従前の施設の利用料金に、エアコン利用料金として括弧書きの金額を加算することとします。施行期日であります。公布の日から施行することとし、この条例の施行の日以後にされる使用願に係る使用料について適用し、同日前にされた使用願に係る使用料については、従前の例によることとします。なお、条例の本文、新旧対照表の朗読については省略させていただきます。

以上、議案第20号 斑鳩町立学校使用条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、原案通りご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

この学校使用条例、体育館はスポーツの関係やとかで借りられるのはわかるんですけど、教室やとか校庭というのは、どういうことを想定してつくっておられるんですか。どういう組織を想定されているんですか。

委員長

岡村教育委員会総務課参事。

教委総務

教室等の使用につきましては、いわゆる空き教室を対象として想定しているも

課参事 のでありまして、現在各学校の教室は一定の教育活動の用途が割り当てしておりますので、空きが生じてないことから、本条例に基づき、ただちに使用できる教室がないというところです。以上です。

嶋田委員 いまいちちょっとようわからんのですけども。町が備品置いてはるとか、災害物資置いてはるとか、そういうことなんですか。

教委総務課参事 実際これは、例えば災害とかではなく、空き教室を何かの会議等で使うとか、そういった用途が想定されているところです。ところが現在空き教室がないんで、近年の使用というのは現在ないところです。

委員長 過去の実例とかっていうのはあるんですか。 岡村教育委員会総務課参事。

教委総務課参事 過去の実例はございません。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 エアコンの金額ですね、午前中、体育館でしたら6千円、町外9千円とありますけども、これはほかの施設、公民館とかその辺のところとだいたい同じぐらいなんでしょうか。それからもうひとつ、この料金で電気料金等ペイできるのか、それとも町の負担があるのか、その辺も教えてもらいたいと思います。

委員長 岡村教育委員会総務課参事。

教委総務課参事 料金設定でございますが、1時間2千円ということで、根拠といたしましては、機械の出力ですね、こちらをもとに料金を算出しています。それと、昨年度利用した実績というものを加味した中で、平均して1時間2千円ほどになるというところで設定しています。また、集会所等につきましては、1時間100円という金額設定もございます、この中で体育館につきましては、だいたい大小によりますが、16台から24台の空調設備がついてますので、そちらと換算するとそういった料金になるのかなというところです。以上です。

齋藤委員 そのほかの施設、例えば公民館とかそういうところとの整合性というのはあるんでしょうか、金額がなんかよく理解できないんですけども。

教委総務課参事 先ほどご説明させていただきましたが、通常の集会所等についてはクーラーがほしい1台、2台のところもございしますが、ついている状態です。そして当町の整備させていただいた体育館には概ね16台から24台、平均して概ね20台ぐらいになるかなというところなんです。それを勘案しますと、金額については整合性が取れてるのかなというところなんです。以上です。

齋藤委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 学校の体育館、これ町内、町外って、町内の方に町外の方がおられたり、対抗試合ちゃうけど、両方来はる場合とか言うたら申込者が町内やったら町内になるんか、それとも、どういう基準、また混ざるっていう、表現が難しいですけど、町外の方も中に入っておられる場合、どう考えたらいいんでしょうか。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 基本的な話でございしますが、現在も社会体育等で使用しているという実績もございします。基本的にはその1人1人が所属されているっていうところまでは確認できないかなということで考えてますので、当然申込者ですね、代表で申し込んでいただいた方というところを前提に、ということで考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第21号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 栗本教育次長。

教育次長

それでは、付託議案の4番目、議案第21号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

教育次長

それでは、条例の一部改正の内容につきまして、議案書末尾の要旨をもつてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

これまで放課後児童支援員は、基本的には保育士や教諭の免許を有し、かつ都道府県知事、政令指定都市の長が行う研修を修了することが資格要件とされてきましたが、今回、資格要件における研修主体として中核市の長が追加されることになり、児童福祉法に基づきます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年3月4日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、本条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、施行期日は公布の日から施行することとしております。なお、条例本文、新旧対照表の説明は割愛をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、議案第21号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に

関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。なにとぞ、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第21号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第25号 令和2年度消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、1. 付託議案の(5)議案第25号 令和2年度消防ポンプ自動車の取得について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 消防車両の整備につきましては、町の消防車両整備計画に基づきまして、整備・更新を行うことといたしております。消防ポンプ自動車につきましては、配備後15年を年次更新の目安とし、その期間の経過後、車両の状況により各分団と相談をしながら更新を行う方針といたしております。第2分団の消防ポンプ自動車につきましては、平成11年の配備後、本年で21年が経過いたしますことから、

火災時等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことがないよう万全を期するため、消防ポンプ自動車を更新取得することにつきまして、その価格が700万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。恐れいりますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

去る5月18日に、指名競争入札を行いまして、契約金額につきましては、1,977万8千円となっております。契約の相手方につきましては、株式会社モリタ関西支店 支店長 土居典生、なお、納車時期につきましては、本議会におきまして、議決を賜りましたならば、本契約を締結し、来年3月26日までに納車を行ってまいりたいと考えております。

以上、1. 付託議案の(5) 議案第25号 令和2年度消防ポンプ自動車の取得につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 今、説明の中で、ひとつ気になったんですが、納車が3月26日、確か今までもこういうような同じような議案、ここまで日にちかかったかなという気がするんですが、これはまた世間の諸事情が関わってこうなったんか、だいたい車というのはこれぐらいの納期がかかるもんかだけ教えてください。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 これまで輸送車ということで、可搬式のポンプを積んだ輸送車をこの3年間更新はしておりましたが、今回はポンプ車ということで、通常業者の方に確認いたしますと、これぐらいの納期がかかるということになっておりまして、今回コロナの影響もある中で、この納期で大丈夫かということを確認いたしまして、その結果としてもこの納期では大丈夫だということで、現時点では確認しているという状況でございます。

伴委員 今年度中に納車されることを願っておりますので、お願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第26号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第26号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を完全実施するための介護保険事業特別会計への繰出金に対して、負担金が交付されることから、介護保険低所得者保険料軽減負担金549万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金

で、児童手当制度の事務手続きにおける年金関係の情報連携が、本年6月から開始されたことに伴い、必要となった児童手当システムの改修費に対して、補助金が交付されることから、子ども・子育て支援事業費補助金51万3千円の増額をお願いするものであります。第6目 消防費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大和川水系総合水防演習が中止となったことから、社会資本整備総合交付金8万7千円の減額をお願いするものであります。第7目 教育費国庫補助金では、第1節 小学校費補助金で、本年3月の小学校の臨時休業に伴う給食休止により生じた保護者への給食費返還手数料や食材購入に係る違約金に対して、補助金が交付されることから、学校臨時休業対策費補助金220万2千円の増額、国のGIGAスクール構想の児童1人1台端末の整備について、令和5年度までに計画的に整備するとされていましたが、国より令和2年度内の整備完了の方針が示され、その整備費に対して、国の補正予算により措置された補助金が交付されることから、情報機器整備費補助金3,294万円の増額、第2節 中学校費補助金においても、小学校費補助金と同様の理由により、学校臨時休業対策費補助金79万2千円の増額と情報機器整備費補助金1,422万円の増額をお願いするものであります。8ページをお開きいただけますでしょうか。第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、介護保険低所得者保険料軽減負担金274万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、新型コロナウイルス感染症等に関する町独自の地域経済の活性化支援、教育環境の整備等の実施に伴う財源として、6,800万円の増額をお願いするものであります。次に、第21款 諸収入、第4項 受託事業収入では、第1目 受託事業収入で、いかるがパークウェイ整備に伴う発掘調査を国から受託して実施することとなったことから、発掘調査受託料1千万円の増額をお願いするものであります。9ページにお移りいただけますでしょうか。第5項 雑入では、第5目 雑入で、自治会から申請のあった自治総合センターコミュニティ助成事業において、神南自治会の集会所の建設及び西里自治会の放送設備の整備が助成対象として決定されたことから、1,640万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。歳出予算の補正についてであります。はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理

費で、町長及び副町長の給与減額措置に伴い、第2節 給料で69万6千円の減額など、その他合わせて76万6千円の減額と、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた自治会に対する自治総合センターコミュニティ助成金1,640万円の増額をお願いするものであります。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第9目 介護保険事業繰出費の第27節 繰出金で、歳入で申しあげた介護保険の第1号保険料の軽減強化に係る介護保険事業特別会計への繰出金1,098万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第5目 児童手当支給事業費の第12節 委託料で、歳入で申しあげた児童手当システムの改修に要する費用として77万円の増額をお願いするものであります。11ページにお移りいただけますでしょうか。第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化策として実施する(仮称)生活支援クーポン券の発行に要する費用として、第18節 負担金補助及び交付金で、クーポン券の換金分の補助金1,800万円の増額など、その他事務費を合わせまして2,020万3千円の増額、また、同じく第18節 負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日本青年会議所主催の第48回奈良ブロック大会(仮称)今昔物語が中止となったことから、この開催補助金75万円の減額をそれぞれをお願いするものであります。次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費の第18節 負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、奈良県消防操法大会が中止となったことから、その出場補助金450万円の減額をお願いするものであります。第5目 災害対策費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた大和川水系総合水防演習が同様に中止となったことから、この開催負担金17万4千円の減額をお願いするものであります。12ページをお開きいただけますでしょうか。

第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、教育長の給与減額措置に伴い、第2節 給料と、第3節 職員手当等で、合わせて18万9千円の減額をお願いするものであります。次に、第2項 小学校費では、第2目 教育振興費で、歳入で申しあげた小学校のICT環境整備における、パソコンの購入や設定等に要する費用として、合わせて6,435万円の増額をお願いするものであります。第3目 保健体育費では、第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた保護者への給食費返還手数料や食材購入に係る違約金に対する

町の負担金として、学校給食費返還等事業負担金582万2千円の増額をお願いするものであります。次に、第3項 中学校費では、小学校費と同様の理由により、第2目 教育振興費で、パソコンの購入や設定等に要する費用として、合わせて2,760万円の増額、また、第3目 保健体育費で、学校給食費返還等事業負担金209万9千円の増額をお願いするものであります。13ページにお移りいただけますでしょうか。第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費で、歳入で申しあげた、いかるがパークウェイ整備に伴う発掘調査に要する費用として、合わせて1千万円の増額をお願いするものであります。最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源136万7千円を留保させていただくものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第26号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました厚生常任委員会において、所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 12ページの教育費のところのパソコンですけども、これ今回の購入で、全生徒1台ずつ当たるっていうふうに考えてよろしいのでしょうか。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 パソコンの台数の話でございますが、今年度で小中学校すべての生徒を1人1台のパソコンを導入するというふうに考えております。以上です。

齋藤委員 導入の時期は、だいたいいつぐらいになるのでしょうか。

教委総務課参事 こちらの購入につきましては、今、奈良県全体で、奈良県の教育委員会がまとめております共同調達を利用して取り組んでいこうというところで今進めているところがございます。ただし、台数がなにぶん多いというところで、パソコンが現在不足しているという状況も起こっている中で、早くても8月の末以降になるというところで進めているところで、随時、いっぺんに全部の台数が入ってくるというところではなく、順番に入ってくると今お聞きしているところであります。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 今の機器なんですけれども、もうその種類、購入される機器の種類っていうのは今の段階で決まっているということなんですか。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 こちらの導入する機器でございますが、国の方から3つの仕様というのが現在示されております。その中では一般的に言う iPad ですね、それと従来の Windows タイプのパソコン、それと現在ちょっとテレビでも話題になっておりますクロームブックという3つの機種が示されております、ただし、使い方につきましては、同じような使い方できるという、パソコンの中で動かすというか、仮想のクラウドで動かしていくということを基本にしていますので、どの機種に当たっても同様の授業ができるということで、進んでいるところでありますが、現在奈良県におきましても数が多いクロームブックというグーグルから出ているパソコンがございます、一応、こちらの方で現在検討しているところではありますが、今後共同調達の中で、仕様等で確実に決まっているわけではないんですが、その方向で考えているところがございます。以上です。

溝部委員 ということは、小さい学年の子でもクロームブックということによろしいですか。

教委総務課参事 溝部委員
そうですね、同じ機種でやっていこうということで考えております。以上です。

教委総務課参事
その中で使う教材とかっていうのは、もう決まっているような状態ですか。

教委総務課参事
今、県のほうで、県全体で会議等でその中に入れる教材については、現在仕様を固めていっているところでございます。そちらのほうで今後決まった中で、プロポーザルでやるという方向が示されてますので、現在、確実にこの教材を入れるというのは決まっております。

委員長
齋藤委員。

齋藤委員
11ページの（仮称）生活支援クーポン券とありますけども、具体的にはどのような内容でしょうか。

委員長
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長
今、ご質問いただきました（仮称）生活支援クーポン券でございます。こちらのほう、今現在考えておりますのが、500円以上のお買い物で250円の割引ということで使っていただけるクーポン券を1世帯あたり1,500円分、250円の6枚ということで、1世帯あたりということで配布をしてみたいと、このように考えているところでございます。

齋藤委員
これは一般財源から出てますけども、最終的には国の補助はあるんでしょうか。

まちづくり政策課長
こちらにつきましては、国から照会のごございました地方創生の臨時交付金、こちらの計画にもあげさせていただいておりまして、そちらの方で交付がございましたら、国の交付金をあてていきたいと考えております。以上でございます。

委員長
こちらの生活支援クーポン券の発行については、のちほど報告事項のほうでも触れていただきますので。

ほかにございせんか。 伴委員。

伴委員 1 2 ページのパソコンですねんけど、小学校、中学校の、一番上の機器設定業務委託、機器設定業務ってどんなことしてくれはりますねやろ。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 こちらの機器設定業務でござますが、国から補助いただくパソコンですが、まずパソコンが学校に導入されるということになります。ただし、W i - F i 環境等の設定というのはなされていないところです。そこで機器は導入されますと当初の学校でネットワークを使うためとか、そういった設定、管理者が見るためのものとかそういった設定が必要になってきます、一般的に「キッティング」と呼ばれる部分でござますが、そちらの設定費用を計上しております。以上です。

伴委員 これは、今年はこれで、次年度からもやっぱり費用はかかっていくものと考えていいわけですか。

教委総務課参事 基本的には費用というのはかかってこないと、今年度で設定終わりますと、パソコンはそのまま使っていきますし、無線LANの使用についてもそのまま使っていくことになりますんで、基本的にはかからないというところです。以上です。

伴委員 最後に。小学校では650万弱、そして中学校では270万、イメージとしたら3学年が中学で、小学校は6学年ある、ただ、学校が3校あるのと、2校あるのと、考えてみるとちょっと小学校のほうが割高になっているように思いますねけど、このあたりの数字の出し方、出す根拠はどないなってるでしょうか。

教委総務課参事 まず、金額の出し方につきましては、昨年度、まず補正予算で計上しております金額が、小学校5年、6年、中学校1年の3学年を昨年度で計上していたところです。これは国の示す入れる順序ということに基づいて設定したわけですが、今年度になりまして、コロナ感染症対策によりまして、ICTを早急に進めていくといった中で、前倒しで全ての学年の補正予算がつくということで、

今年度ですべての分というのを計上させていただきましたので、ちょっと昨年度の分、少し小学校が多かったので、こういった金額差になっているというところでございます。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

今回、補正予算ということで、金額等についての質疑が多かったんですけども、パソコンの購入については以前からセキュリティをどうするとか、使い方をどうするとか、いろいろ質疑が出てたと思いますけど、今後そうした仕様等についてですね、まとまった形で総務委員会にご報告はいただけるんでしょうか。

岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

現在県でまとめられております仕様等が示されまして、今後、共同調達でやっていった中で、決まり次第、またご報告させていただきたいと考えております。

委員長

よろしく願いしておきます。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

それでは、2. 継続審査(1)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、ご報告いたします。

はじめに、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてであります。令和2年2月20日開催の当総務常任委員会にてご報告させていただきました史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開につきましては、4月25日(土)と26日(日)の2日間の開催を予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止とさせていただきます。次に、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。令和2年3月17日開催の当総務常任委員会にて、ご報告させていただきました斑鳩町文化財活用センターの臨時休館につきましては、その感染拡大を防止するため、3月5日より臨時休館とさせていただき、その後も感染拡大防止のため、臨時休館の期間を5月31日まで延長させていただいておりましたが、感染予防の対策を講じた上で6月1日より開館を再開しております。なお、この臨時休館に伴い、今年度の春季企画展として計画しておりました「知られざる斑鳩の古墳―斑鳩の古墳展②―」の展示につきましては、中止とさせていただいておりますのでご報告いたします。

次に、令和元年度斑鳩文化財センター入館状況についてであります。お手元に配付しております、資料1 令和元年度斑鳩文化財センター入館者数(令和2年3月31日現在)をご覧くださいませでしょうか。資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から3で企画展および特別展の開催期間における入館者数、そして、4で入館者総数に区分して整理しております。一番下の4のところではありますが、令和元年度の入館者総数は7,994人となっており、平成30年度と比較して1,079人の減となっております。減少しました主な理由としましては、3月の当センターの臨時閉館によります減少が主な理由と分析しておりますところでございます。そこで今後は、新型コロナウイルスの感染状況等を勘案いたしまして、文化財活用センターにおける展示会をはじめとします文化財関係の事業につきまして検討をいたしまして、引き続き魅力ある歴史や文化の情報発信について努めてまいりたいと考えております。

次に、こども考古学教室の開催についてであります。勾玉づくりなど、こども考古学教室につきましては、例年、子どもたちが参加しやすい夏休み期間中に開催しておりました。しかし、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止にともない小学校が臨時休業をしておりましたことから、夏休み期間の日数も減少すること

となっております。今年度の夏休み期間中のこども考古学教室の開催についてはそのことにより中止とさせていただきます。こうしたことから、秋以降における開催につきましては、今後の感染状況や教育におけます情勢等を勘案しまして、検討してまいりたいと思っております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 斑鳩の知られざる古墳展、中止とおっしゃいましたけども、大変楽しみにしておったんですけども、秋とか、来年とか開催する予定はあるんでしょうか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 今後の展示の開催につきましては、また内部等々いろんな指導していただく機関もございますので、相談してまいりたいと考えております。今年度の開催につきましては、秋季の展示会につきましては、もう演題も決まっておりますので、それに代わるということはできませんけども、例えば来年度の計画を考えていく中で、今回中止しました古墳展につきましても、再度協議が整えば、延期という形になっての開催を検討してまいりたいと考えている次第でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わります。
ここで10時20分まで休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

おはようございます。それでは、第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況につきましてご報告をさせていただきます。

本年2月の委員会におきまして、第1回斑鳩町総合計画審議会の資料により、策定指針、骨子案等についてご報告をさせていただきました。その後、3月23日に第2回総合計画審議会を開催をいたしまして、基本構想(素案)についてご審議をいただきました意見を踏まえ、また基本計画を含めた各担当部署の取り組み内容等のとりまとめをさせていただいたところでございます。

本日、お配りをしております資料は、これらとりまとめた第3回総合計画審議会の会議資料でございまして、新型コロナウイルスの関係から書面開催とし、総合計画審議会委員の皆さまには、6月3日に資料を送付、また6月16日までにご意見をいただく予定と、このようになっているところでございます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに資料2-1、第5次斑鳩町総合計画(素案)こちらのほうをお願いいたします。1枚めくっていただきまして、表紙の裏面の目次をお願いいたします。計画の構成でございまして、Ⅰ 序論、Ⅱ 基本構想、Ⅲ 前期基本計画-まちづくりの基本施策-、Ⅳ 重点施策-第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略、末尾に(資料編)といった構成としております。

18ページをお願いいたします。斑鳩町のめざす将来像、まちづくりのテーマでございまして。今後10年のまちづくりにおきまして、住民、事業者とともに実現をめざします「まちの将来像」といたしまして、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』を掲げてまいりたいと考えております。先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩いていくまち「斑鳩」を本町の将来像とし、そのためには、人、歴史文化、自然といった私たちの斑鳩だけが持つ魅

力、財産を生かし、横断的かつ戦略的な施策展開をはかることで、住み続けたいまち、住んでみたいまち、また訪れたいまちの実現をめざすものでございます。この将来像、テーマにつきましては、第2回総合計画審議会におきまして、ご承認をいただいたところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。第5次総合計画をすすめるにあたりまして大切にする価値観あるいは考え方として、3つのまちづくりの基本的な考え方、また21ページから22ページにかけては、まちの将来像の実現をめざした施策の展開をはかるため、まちづくりの基本的な考え方を踏まえた7つの基本目標を定めております。それぞれ、第2回斑鳩町総合計画審議会で承認をされたものでございます。次の23ページには、総合計画全体の施策の大綱をお示ししております。各分野で取り組むべき24の施策の基本方向・体系につきましては、33ページ以降の前期基本計画―まちづくりの基本施策―において整理をさせていただいております。

次に、24ページをお願いいたします。将来展望人口につきましては、本日お配りをしております、資料2-2の第2期斑鳩町人口ビジョンに基づきまして、総合計画の目標年次である2030年の目標人口は、24,800人をめざすこととしております。33ページから95ページにかけては、前期基本計画―まちづくりの基本施策―となっております。各分野で取り組むべき24の施策ごとに、課題、目標とする姿を明らかにし、政策指標を掲げ、施策体系ごとに主な取り組み内容を示しております。

また、97ページをお願いいたします。こちら、97ページからは、重点施策―第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略―となっております。99ページの重点施策の施策体系をお願いいたします。第2期総合戦略につきましては、第1期総合戦略の枠組みを継承しつつ、まちづくりの全般の計画である総合計画の重点施策として位置付けをいたしまして、24の基本施策から、人口減少対策、また、地域活性化に資する施策を抽出し、横断連携的な視点で3つの柱にとりまとめいたしますとともに、新たに2つの横断的視点を取り入れ、これまで以上に積極的に取り組むほか、効率的・効果的な進捗管理に努めることとしております。本日お配りしております資料2-3の第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を抜粋をいたしまして、総合計画（素案）に掲載をしているところでございます。本日お配りをしております資料2-2は第2期 斑鳩町人口ビジョ

ン、資料2-3は第2期 斑鳩町 まち・ひと・しごと創生総合戦略となっております。内容の説明は割愛をさせていただきますが、後ほど、ご覧いただければと、このように思います。

最後に、今後のスケジュールでございます。第3回総合計画審議会で書面によりいただきましたご意見を取りまとめをおこないまして、町ホームページにて公表することを予定をしております。また、第4回 斑鳩町総合計画審議会は、7月下旬から8月上旬頃に開催してまいりたいと考えておりまして、委員の皆様と現在日程の調整をしているところでございます。引き続き、本総務常任委員会におきましては、総合計画の策定状況等について報告をしてまいりたいと考えておりますので、委員皆さま方には、何卒、よろしくお願いいたします。

以上、まことに簡単ではございますが、第5次斑鳩町総合計画の策定に向けました進捗状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)町立小・中学校及び幼稚園の再開後のスケジュールについて、理事者の報告を求めます。 松岡教育委員会総務課長。

教委総務 課長 それでは、3.各課報告事項(2)町立小・中学校及び幼稚園の再開後のスケジュールについて、説明をさせていただきます。

資料3をご覧くださいと思います。

既にご承知の通り、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応といたしまして、本年3月には、政府の要請によりまして小・中学校を臨時休業とし、4月には、始業式、入学式、入園式など一旦は学校を再開いたしましたが、政府が緊急事態宣言を発令したことを受けまして、ここに幼稚園を含め臨時休業の措置を講じておりました。その後、5月14日でございますけれども、奈良県において、またそののちには全国の緊急事態解除宣言が出され、こうした経過の中で6月1日からの学校・幼稚園の再開に向け、準備を進めてきたところでございます。

この経過についてでございますけれども、5月25日から29日まで間につき

ましては、再開準備期間といたしまして、週2回程度の登校、登園日を設定いたしました。また、6月1日からは、毎日の登校といたしながら、クラスをグループに分けるなど、午前、午後に分散しての登校とするなど、段階的に再開をしてきているところでございます。

そして、来週6月15日からは、一斉登校、一斉登園による通常登校の再開を予定しているところで、学校・幼稚園ともまた給食も再開してまいりたいと考えております。なお、再開にあたりましては感染予防対策といたしましては、マスクの着用、手洗いの徹底、施設の消毒といった基本的なものはもちろんのこと、児童生徒の机の飛沫防止のガード、パーティションの設置、授業中の教員のフェイスシールドの着用などといった取り組みも行ってまいりたいと考えてございまして、現在、鋭意、検討準備を進めているところでございます。また、給食につきましては、栄養価を保ちつつ、配膳の過程を簡略化できる献立を工夫しながら行ってまいりたいと考えているところでございます。その他の教育活動につきましても、学校再開ガイドラインや国、県の通達等これらにも留意いたしながら、それぞれ対策を講じ、取り組むこととしてまいりたいと考えてございます。

次に、夏期休業についてでございます。臨時休業に伴います学習の保障、学力の補充をしていくために、例年より夏期休業を短縮することとしてまいります。幼稚園につきましては、7月31日を第1学期の終業とし、8月1日から8月31日までの31日間を夏期休業といたします。小・中学校につきましては、8月7日を第1学期の終業とし、8月8日から8月23日までの16日間を夏期休業といたします。なお、併せまして、一日の授業時数の追加や、学校行事につきましては、授業時間の確保の観点のみならず、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、実施の可否、実施形態の見直しが必要であると考えられることから、引き続き、学校、幼稚園とも十分に協議を行って検討をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
ございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 6月15日から通常登校（一斉登校）というのがありまして、それから8月25日から通常授業とありますが、通常登校と通常授業は違うんですか。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務課長 8月25日からの通常授業と申しますのは、短縮等ではなく終日の授業を想定した記載したものでございます。

齋藤委員 通常登校と言いますのは、全部登校するけども授業は短めということですか。

教委総務課長 表記がややこしくなって申し訳ございませんが、6月15日からの通常と申しますのは、その前の段階的にグループに分けての分散登校との区別をするために表記をさせていただいたものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

委員長 再開いたします。

他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 子どもら帰ってくるの見てますとね、マスクしてはるんですけど、赤い顔して、特に低学年の子、帰ってるんです。ほんで、しんどかったら、もうマスク外しやと言うてますねんけど、先生に怒られるとは言うてないんですけども、先生の言いつけを守ってはるみたいなんです。登校時はまだ朝のうちやから涼しい、せやけど午前、午後に分かれて行く時に、午後から行く子、12時15分ぐらい集まって行くのに僕らでも息苦しい、ほんなら低学年の子やとかかわいそうなほどです、また3時過ぎ、4時前ぐらいに帰ってくる子、ほんまに赤い顔して帰ってきはるので、そらマスクも重要か知らんけども、集団登校の時は密になる、ただし帰ってくる時は、しんどかったらマスク外せと、そういうふうなことを学校のほうでも指導したってほしいなと思うんですけど、要望としてお願いしときますわ。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務
課長

おっしゃっていただいている件につきましては、各報道等でも指摘を受けてるところでございますので、町のほうといたしましては、6月3日付でございますんですけども、小中学校、幼稚園に対しましてマスクの着用の取り扱いという形で通知をしたところでございます。この中では、登校、登園時については一定の間隔を保ったうえでマスクの着用を要しない場面もあってもいいだろうというようなことも記載しているところでございます。そのほか、教室、保育室等の中でも一時的にそういうマスクを着用をしないで済むようなタイミングを設けるとか、こういったことについても一定の取り扱いをお知らせしているところです。こういったことを受けながら学校では、それぞれ運用していくべきものと考えてございますので、いま、委員おっしゃるように登下校のなかでそういう場面があったというようなことでございますけれども、そのあたりはまた学校とも状況を確認しながら進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

嶋田委員

いまね、一定の間隔を持ってたらとかおっしゃいましたけどね、下校時、友達としゃべりながら帰ってくる、そんなもん一定の間隔も何もない、それこそ密ですやん、2人、3人が。それでも暑いさかいにマスクして帰って来てるわけですよ、そこらへん、高学年の子は顎にマスクやったりしてますけど、低学年の子はきっちりやったりしてるんですわ、かわいそうなほどですよ、実際見たら。せやからね、等間隔やとかそんな事言わんと、しんどかったらマスク外せと、そういう指導したってくれ、言うてますねや。

教委総務
課長

おっしゃる通りでございますので、その部分につきましては、現状にあわせて運用できるように学校と話をさせていただきたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員

現段階で決まっている、足りない授業分のスケジュールというのを教えていただけますでしょうか。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務
課長

現在の授業の足りない分ということでございますけれども、若干学年によって異なるところではございますけれども、文部科学省が示す標準時間と申しますのが1,015時間ということで、これは1週間あたり29時間の35週ということで算定されるものでございます。これを現状の再開後のスケジュールに当てはめましていくとなかなか厳しいところはございますんですけども、現状の中で確保できる週数と言いますのは、33週間、この後再開後に確保できるのは33週分でございます。これらの中で学校行事等に1週分を充てるといたしますと、授業に充てられるのが32週程度等を想定おります。従来35週を32週間で、ということをしていくことになりますので、こうしますと授業のスピードアップを図らなければいけないということになりかねない。こうしたところではやはり丁寧な授業が難しいというようなことになってまいりますので、これを授業数を追加するというようなことで時間の確保をはかっていきたいなというところなんです。従いまして、仮に7限目授業をするといたしますと、1日に1時間余分に確保できると、3週分足りないということですので、1週分では29時間、3週分ですと87時間、これらを確保しようとするならば、おおむね3か月程度の7時間授業を確保していくというようなことで、現在想定しているところです。

溝部委員

7時間するという事は、時間を短縮して、という形で、ということよろしいですか。

教委総務
課長

1時間当たりの授業時間を若干縮めながらその7時間目の時間を1日の中で設けていくというような形で考えてございます。

溝部委員

今のところは土曜日もされないという理解でよろしいでしょうか。

教委総務
課長

土曜日授業につきましては、今のところ想定しておりませんが、一旦は7時間授業で計画をあてはめてみたというところで考えております。

溝部委員

夏期休業中も同じような考え方でよろしいでしょうか。

教委総務課長 割り振りにつきましてはもう少し検討を要することになりますけれども、夏期休業中もその時間帯等での授業を想定してございます。

溝部委員 ありがとうございます。先ほどちょっと嶋田委員もおっしゃいましたけども、コロナの対策ももちろんあれだと思うんですけど、熱中症の対策については、どのようなことを具体的に考えていらっしゃるのか。

教委総務課長 熱中症対策につきましては、学校のほうでもそれぞれ直接ご意見をお聞きしているというような状況でございます。この中で従来ですと、バンダナタイプのネッククーラーですかね、こうしたものの活用というのは、これまでなかなか難しいところがあったんですけども、これらの活用を夏期の登下校を想定すると容認していくことも必要なのかなというところで、現在各学校とも精査しているところでございます。

溝部委員 そのネッククーラーというのは、町から配布するってということですか。

教委総務課長 今のところ町からの提供というところは考えてございません。

溝部委員 ありがとうございます。以前なんですけど、小学校のボランティアをしてる時に、子どもがちょっと熱中症気味になってるのを先生がさぼってるというふうにちょっと見てはる時があって、明らかに顔色が悪かったんですけども、それをちゃんとしなさい、みたいな指導をされてたのを見かけたことがあって、過度に心配するのも、活動を制限しすぎるのも良くないと思うんですけども、熱中症も早めに気付けるとそんなに重症にはならないと思いますので、特に小さい子は自分の体調をあまり言えないと思いますので、先生方に最初の応急処置の仕方とかっていうのをお願いしたいなと思って、申しあげておきます。

教委総務課長 今まで以上にですね、暑い中での登下校というのが想定されますので、小さな兆候をつかんでいくようなことも整理してまいりたいと考えております。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

先ほど3週のうち1週が学校行事という話ありましたが、いま学校行事、運動会とかいろんなものがありますけども、どのような形で考えておられるでしょうか。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務
課長

現在の状況では、従来の形式での開催は難しいのかなというところがございます。例えば運動会をとりましても、保護者の皆さまの観覧を一部制限の必要があったり、種目を制限する、また見直す、また長時間の練習を事前に伴うような集団の演技等の、これらの見直し、こういったこともあわせてしていくことで、実現できていくのではないかなというふうに考えているところがございます。

齋藤委員

ということは、運動会は実施する、したいというような形でしょうか。

教委総務
課長

やはり、小・中学校運動会、幼稚園も含めてですけれども、体育大会、これらにつきましては児童・生徒、幼児、これらには非常に楽しみにしている行事でございますので、何らかの形で実施していきたいというようなことで思っておりますので、どういった対策を講じたら実現できるのかというところを見出していきたいと考えております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

すみません、いろいろ今質疑を聞かせていただいたんですけども、確かにこの間、学校が休校になってましたんで授業の遅れをどう取り戻していくのかっていうのは大事になってるかと思うんですけど、やっぱりコロナの災害ということで子どもたちが受けてるストレス等ですね、そのケアがやっぱり重要になってくるかなというふうに思うんです。7時間授業にしてとていうことも一つの方法

かもしれませんけど、やっぱり子どもたちがそれについてこれるのかとか、休校中にやっぱりいろんなストレスを抱えていると思いますので、そうした対応についてはどういうふうに考えておられるでしょうか。 松岡教委総務課長。

教委総務
課長

授業の遅れについてですけれども、7限授業と言いますのがストレスに直ちに当たるかと言うと、必ずしもそうではないのかなというふうに考えてございます。これは、7限目をせずに授業をすれば、授業の中身はスピードアップするというようなことになりますので、こうしたところで早く進めると、またそれが分かりにくさを生み出すということで、これもストレスになるんじゃないかなという観点から、コマ数を増やして一定の時間を設けながら分かる授業を展開していきたいなというところで考えてございますので、ストレスを生じないように考えた策といたしましての7限目授業ということでご理解を賜りたいと思います。

委員長

ちょっと私の質疑とかみ合っていないんですけども、別に7時間授業必ずダメだと言ってるんじゃないくて、それもひとつの方法だというふうに思うんですけども、まずやっぱり、子どもたちが学校に久しぶりに来て、今、試験的な登校もして様子も見ていただいていると思うんですけど、例えばパーテーションをつけて区切っていくことですか、今後やっていく中で、やっぱりどういう反応が返ってくるのかなというのですとか、教員の方等についてもこれまで以上の負担がかかってきていて子どもたち一人ひとりの状況をつかめるのかどうか、その辺の心のケアも含めて対応について、授業数のことについては、一定取り戻していかなあかんと思いますんで、いろんな方法があると思いますし、それについては一概にだめだというふうに思わないですけども、その対応のところをどういうふうに考えておられるかなということなんです。 山本教育長。

教育長

確かに委員長お述べのように子どもたちの負担、またこれからかかる教師の負担等も考慮いたしまして、実は校園長会を開催いたしまして、校長に、例えばこの7限目授業もそうなんですけども、例えば教科の内容の重点化、教科の重点化、詳しく言いますと、例えば中学校であるならば主要5科目を中心にまず枠をはめて重点化図っていきましょと。中学校3年生につきましては、かなりなストレスを感じております、調査の結果が出ております、これは何かと言うと高校入試

にかかわっての負担です。それを軽減するためにやはり主要5科目を中心にやっ
ていきましょう、そして主要5科目以外の教科につきましては、内容の重点化、
いわゆる必ず学ばなくてはならないことから重点化を図っていきましょう、とい
うこともやりながら、いわゆる小学校6年生、また中学校3年生のストレスの軽
減は今図っているところでございます。それからスピードをあげるというところ
です。課長のほうからも申しましたけども、どうしてもスピードアップを図って
いかななくてはならなくなります。先ほど33時間という話、32時間という話も
ございました、これは計算しますと1.1倍のスピードで、1.1倍のスピード
って計算上の話なんですけど、具体的にいきますと3週間分という話もございま
したけども、これは何とか学校行事等々含めていきますと、いけるであろうと。

それから第2波、第3波がきた時の状態等も含めて、先ほど委員長のほうから
時間を確保するという方面では理解できるという話もいただきました。子どもた
ちの心のケアをはかるというところの部分ですけども、子どもたちはすごく今現
在ストレスを感じている子どもというのがいます。多くは長期の学校休業のあと、
学校がいきなり始まりましたんで、そのことによる、今まではこれは分散登校で
す、それが先ほど一斉登校という形で集団で登校するようになりまして、今分
散登校ですので、分散のクラスの中の子とは仲良し、半分のクラスの子とはこれ
から仲良くなってもらわなければ、そういうストレスもございますし、それから
授業の遅れに対するストレスも感じております。従ってそういうことをすべて担
任の先生と話し合ってくださいと、何を話するかと言ったら、これは個人面談で
す。個人面談を通して子どもたちのストレス、抱えてるものは何かというのを把
握してくださいね、という話もしてるところでございます。そういった中であり
がたいことに、特に低学年の子を中心になんですけども、担任の先生は我々が言
うまでもなく、気遣いをしてくれております。

そういう意味ではしっかり子どもたちのケアをしてくださいね。それでスピー
ドアップをはかる授業はしないでくださいねという話をしています。子どもたち
のペースで学べるようにしてくださいね、そのための7限目であるというのは課
長のほうから申した通りでございます。

これからもまた校長を通しての話になるわけなんですけども、先生方のケアも
含めてなんですけども、子どもたちのケアに向けては重点的に気配りしながら、
配慮しながらやっていきたいと思っております、以上です。

委員長 わかりました、やっぱり一番心配される点はその点ですので、コマ割りしながら、やっぱりついてこれない子どもたちをつくらないようにしていただきたいのと、あともう一点ですね、2月の終わり頃の休校を発表した時にも保護者からいろんな声があったんですけども、本来こうした時にはP T Aとの意思疎通っていうのをきちっと図っていくべきかなと思うんですけど、そのこのところの対応についてはどういうふうにご考えておられるでしょうか。 松岡教委総務課長。

教委総務課長 休業の中にあってP T Aの皆さま方との連携というのはなかなか遠のいている部分というのがあるという事実はご指摘の通りでございますけれども、しかしながら、これから学校の授業展開であったり、学校行事の見直しであったり、こうしたものにつきましては、当然のことながらP T Aの皆さま方との連携、それと学校のほうからの丁寧な説明、こういったものが必要なのかなというところがございますので、このあたりについては積極的に行っていくよう学校に指導してまいりたいと思います。

委員長 個々に言うてきてくれはる人はいいんですけども、そうでない部分でP T Aで把握されてる部分あると思いますし、やはり理解を求めながら進めていくという町、教育委員会の姿勢ですね、学校と。が必要だというふうに思いますので、その点についてはよろしく願いしておきたいと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。

次に、(3)令和元年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 福田税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(3)令和元年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、ご報告させていただきます。

はじめに、町税の不納欠損処分につきましては、資料4-1、令和元年度 町

税不納欠損処分という標題の資料をご覧くださいませうか。この処分につ
きましては、地方税法の規定に基づき、令和元年度において町税の不納欠損処分
を行ったものについて、ご報告させていただくものでございませう。

はじめに、1 ページ (1) 事由別内訳表でございませうが、全体では、実人数 4
4 人、税額では 1 4 8 万 5, 4 7 0 円の不納欠損処分を行っております。その内
訳につきましては、表に記載のとおりとなっております。一番上の地方税法第 1
5 条の 7 第 4 項つきましては、この表の下の欄外に記載しておりますとおり、滞
納処分の停止が 3 年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございませう。次
に、地方税法第 1 5 条の 7 第 5 項によるものでございませう。こちらにつきまして
は、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金
を徴収できないことが明らかである場合、例えば、外国人労働者が帰国した場合
など、直ちに納入義務を消滅させるものでございませう。続きまして、地方税法第
1 8 条第 1 項によるものでございませう。こちらにつきましては、5 年の消滅時効
にかかるものでございませうして、全て滞納処分の停止を行っておりますが、停止期
間の 3 年を経過するより前に時効が到来し、徴収権が消滅するものでございませう。

続きまして、裏面、2 ページをご覧くださいませうか。こちらの表につ
きましては (2) 年度別内訳表といたしまして、令和元年度に行った不納欠損処
分につきまして、税目別、年度別の件数と税額を整理したものでございませう。

続きまして、3 ページをお願いいたします。(3) 不納欠損処分の推移といた
しまして、税目別、事由別に、それぞれ平成 2 6 年度からの不納欠損処分の推移
を整理したものでございませう。平成 3 0 年度との比較でございませうが、実人数で
1 1 人増の不納欠損となっておりますが、税額につきましては 3 万 8, 1 1 3 円
の減となっております。

続きまして、町税収納状況についてご報告させていただきます。資料 4-2、
令和元年度 町税収納状況という標題の A 3 折りの資料をご覧くださいませうか。
本資料につきましては、2 つの表で構成されており、上の表では令和元
年度の町税の税目別の収納状況を、下の表では参考として、過去 5 年の年度別の
収納状況をお示ししております。上の表の一番下、「合計」の欄をご覧くださいませう
たいと思います。はじめに、調定額でございませう。令和元年度の町税の調定額は、
現年分と滞納分を合わせまして 3 0 億 6, 0 0 8 万 4, 2 0 9 円となっており、
前年度と比較いたしまして 1, 2 2 8 万 4, 1 1 8 円、0. 4 パーセントの増と

なっております。次に、収納額でございます。令和元年度の町税収納額は29億9,697万2,803円となっており、前年度と比較いたしまして1,852万3,869円、0.6パーセントの増となっております。次に、調定額に対する収納率、表の右から3列目でございますが、令和元年度の収納率は、前年度と比較いたしまして0.2ポイント増の97.9パーセントとなっております。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税の各税目別の収納状況につきましては、表に記載のとおりとなっております。なお、軽自動車税につきましては、令和元年10月より燃費性能に応じて取得時に課税されます環境性能割が新たに導入されており、この環境性能割の調定額、収納額とも50万7,900円となっております。

最後に、滞納額の状況についてでございます。上段の表の右から4列目、調定額に対する収納残額の一番下の合計欄をご覧くださいと思います。令和元年度末の滞納額は6,164万3,311円で、下の表に記載している前年度の平成30年度決算における滞納繰越額6,788万7,731円と比較いたしまして624万4,420円、9.1パーセントの減となっております。

以上、簡単ではございますが、令和元年度町税不納欠損処分及び町税収納状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、各課報告事項の4つ目でございます、斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、ご説明をさせていただきます。

本日、お配りをしております資料5をお願いいたします。

まず資料の1ページ、1つ目でございますコミュニティバス実証運行期間の利用状況の1.1、利用者数の比較であります。昨年度、令和元年度では、4月から、バスの運行台数を2台から1台に、便数を1日8便から4便に減便をいたし

ますとともに、高齢者の運賃無料化等の再編を行ったところでございます。この減便によりまして、令和元年度の利用者数は、合計で2万3,392人、1日あたりの平均利用者数は65.0人となっており、前年度、平成30年度と比較をいたしますと12.4パーセントの減少となっております。1便あたりの利用者数平均につきましては、平成30年度が9.3人、令和元年度は16.3人となっているところでございます。なお、本年4月からは、笠町から王寺駅への乗継券を廃止をさせていただきまして、王寺駅に直接乗入れしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして4月12日以降の各公共施設の閉館などに伴いまして、本年4月の利用者数は、大きく減少し、4月と5月の2か月間では対前年度41.7パーセントの減となっている状況でございます。

2ページをお願いいたします。1.2、月別利用者数の比較でございます。青色の令和元年度では、利用者が最も多い月が12月の70.1人、最も少ない月が3月の54.8人となっております。次に、その下でございます1.3、曜日別利用者数の比較でございます。平成30年度、令和元年度とも、概ね同じ傾向でございまして、火曜日と木曜日から土曜日にかけての利用者が多く、月曜日と水曜日、また日曜日の利用者が少ない結果となっております。月曜日はふれあい交流センター、また水曜日は老人憩の家の休館日となっております。参考といたしまして、令和2年4月から5月の状況についてもあわせてお示しをさせていただいております。3ページをお願いいたします。1.4、乗車バス停、降車バス停でございます。このページにございます2つの表は乗車又は降車する利用者が多いバス停を、それぞれ上位10番目まで抽出をしたものでございます。乗車・降車ともに、お風呂の施設となります、ふれあい交流センターが一番多く、続いて法隆寺駅、斑鳩町役場前、西老人憩の家が上位を占めております。4ページには、令和元年度の乗車・降車数の多い順番に並べさせていただきまして、平成30年度と比較をして、整理をさせていただいております。続いて5ページをお願いいたします。2.料金支払い方法といたしまして、運賃収入における現金、ICカード、回数券のそれぞれの割合を示したものでございます。現金での支払いが最も多く、ついでICカードでの支払いとなっております。

6ページをお願いいたします。こちらは、3.笠町から王寺駅乗継助成事業といたしまして、笠町・王寺駅間の乗継券の発行件数と助成金額を表したものでございます。発行総枚数といたしまして、1,263枚、1か月あたり約105枚

の利用がございました。なお、昨年度の本委員会では、4月からの運行内容等につきまして、利用者アンケート調査を行い、その結果についてご報告をさせていただいておりますけれども、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、現在、アンケート調査ができてない状況となっております。つきましては、今後アンケート調査の方、実施をいたしましたら、改めて本委員会の方にご報告をさせていただきたい、このように思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いをいたします。

以上、斑鳩町コミュニティバスの利用状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5) (仮称)生活支援クーポン券の発行について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 つきまして、(5) (仮称)生活支援クーポン券の発行につきましてご報告をさせていただきます。本日、お配りをしております資料6をお願いいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症に対する地域経済活性化対策といたしまして、商工会と連携をして、町民への生活支援と消費喚起による町内事業所の支援を図るため、1世帯あたり1,500円分のクーポン券を発行するものでございます。本事業の実施主体は斑鳩町で、事務費を含みます経費につきましては、国の令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの方の活用を予定しております、本定例会において、補正予算を上程をさせていただいているものでございます。

それでは事業の実施概要についてご説明をいたします。発行総額は1,800万円で、住民基本台帳に記録をされた世帯主に配布することといたしまして、配布世帯数は約1万2千世帯を見込んでおります。額面総額は1世帯あたり1,500円といたしまして、世帯主様宛に、郵送により配布をいたします。現時点では先ほどもご説明させていただきました、500円分の支払いごとにご利用いた

だけです1枚250円分のクーポン券6枚1セット、1,500円分で考えているところでございます。利用店舗につきましては、本事業の補正予算を可決をいただいた後に、商工会とも連携をいたしまして、すみやかに参加店舗を募集をしてまいります。利用期間につきましては、7月中旬から10月末日までを現時点では予定しているところでございます。なお、奈良県におきまして5月29日付けで出されました、新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針、このなかで、県内での経済循環のための市町村発行のプレミアム商品券等への上乗せ支援といたしまして、市町村と同額を県が上乗せすることが表明をされ、6月の県議会において補正予算を上程することとされているところでございます。

本町といたしましても、この県の支援制度を活用いたしまして、1世帯当たり現在の1,500円から3千円の額面としてまいりたいと考えておりまして、その調整が整いましたら県の補正予算成立後に町予算の補正予算を編成をいたしまして、専決処分により対応してまいりたいと、このように考えておりますので、なにとぞ、ご理解を賜りますよう宜しくお願いいたします。

以上、(仮称)生活支援クーポン券の発行についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 これ、利用店舗、参加登録店舗ですね、参加費等は徴収されるんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり 参加費等の徴収は考えておりません、よろしくお願ひします。

政策課長
委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 県の姿勢について報告いただきましたけど、県議会成立の見通しというのは、

この町議会の開会中では間に合わないという見通しで、専決処分というふうにおっしゃったんですか。 面巻総務部長。

総務部長 県議会のほうなんですけども、7月3日に最終日を迎えるということですので、県から今いただいているところでは7月3日以降になるであろうということでお聞かせいただいておりますので、それ以後に県の予算が通りまして、本、今考えております事業が採択されるならば専決処分で予算のほうを対応させていただきたいと考えておりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。 溝部委員。

溝部委員 教えていただきたいんですけども、町の1,500円に県が同額で上乗せするということは、計3千円のクーポンを配布するという理解でよろしいでしょうか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 クーポン券1枚あたりの使用をどういった形で設定するかは、県の上乗せがございまして、今後また商工会さんのほうとも詰めていきたいなと思っておりますけれども、額面合計といたしましては、いま溝部委員さんおっしゃっていただいておりますように、3千円分をクーポン券として配布をするということになってまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の採択結果について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、各課報告事項の6番目でございます、世界文化遺産にかかります地域文化財総合活用推進事業の採択結果につきましてご報告をさせていただきます。

本事業につきましては、今年2月の本委員会、文化庁への補助要望の内容につきまして、ご報告をさせていただきました。今年3月31日付けで、国から採択結果の通知がございましたことから、その内容につきましてご報告をさせていただきます。本日お配りをしております資料の7をお願いいたします。資料がございますとおり、11事業、事業費の額で申しますと2,149万6千円につきまして要望をしておりましたが、当初5年間の計画に登載をしておりました1番から4番の4事業分626万3千円のみが採択、5番から11番の新規の7事業については不採択と、このような結果になったところでございます。

採択されましたのは、ホームページの多言語による発信、巻物型パンフレットの作成、ホームページの掲載、また3つ目として奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成、ホームページの掲載、4つ目といたしまして、欧米観光見本市等への出展の4事業で、事業概要は資料にお示しをさせていただいております通りでございます。なお、新規事業として要望しておりました5つ目でございます、聖徳太子1400年御遠忌関連セミナーの開催につきましては、補助金は不採択となりましたけれども、2021年に迎えます聖徳太子1400年御遠忌への機運を高めるため、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結自治体のうち1市で、単独事業として実施をしてみたいと、現時点ではこのように考えおります。

以上、世界文化遺産にかかります、地域文化財総合活用推進事業の採択結果についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 不採択で⑤は町でやっていくということなんですけども、それ以外、もうこれはぼしゃるというんですか、町ではやっていかないという解釈でよろしいですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらの計画のほうでございませうけれども、5か年事業ということで継続をしておりますので、来年度、内容等も見直しもしながら違う形での要望等も検討してみたいと考えております。

委員長 よろしいですか。 齋藤委員。

齋藤委員 5か年計画というのはいつからいつまでの計画ですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり 平成30年度から令和3年度までの5か年となっております。

政策課長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)令和元年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり それでは、各課報告事項の(7)令和元年度斑鳩町文化振興センター指定管理
政策課長 者事業報告につきましてご報告をさせていただきます。

資料の8をお願いいたします。斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者とし、管理運営を行っております。斑鳩町文化振興財団の令和元年度の事業報告につきましては、本会議初日にご報告をさせていただいたところでございますけれども、本日は、指定管理者の事業報告についてご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、斑鳩町文化振興センター施設管理運営費をお願いいたします。まず、収入の部といたしましては、指定管理料収入、使用料収入の合計1億1,130万397円となっております。支出の部につきましては、対前年度136万7,211円増の1億691万8,196円となっております。令和元年度の支出が増額となった理由につきましては、平成30年度におきまして、空調設備更新工事に伴い、大ホール及び小ホールの貸館を休止したことにより事業縮小したためでございます。なお、光熱水費につきましては、電気調達入札の実施によりまして、電気料金の単価が安価になったため、約470万円の減額となってお

ります。収支差額は611万2,201円となっております、この指定管理料収益額につきましては、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。

2ページをお願いいたします。こちらは、斑鳩町文化振興財団にかかります収支計算書前年度比較、3ページには自主文化事業及び友の会会員数の推移でございまして、議会初日の文化振興財団事業報告と内容が重複等いたす部分もございまして、説明の方は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますけれども、斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 見せていただけてますねけどね、初日の本会議での説明とほとんどこれ、同じような感じなんですけど、ちょっと私、調べましたらこれはどうしても議会のほうに報告せなあかんというものでもないように、絶対報告せなあかんものではないと、指定管理のやつはそういうふう思うんですけど、いっぺん委員長のほうで、これを今後どうするのか、私自身の思いからすると重複してるんで、もう議員配布でいいんじゃないかなと私は思っておりますので、一度諮っていただければと思います。

委員長 議会への報告義務等については、取り扱いとしてはどういうふうになってるんでしょうか。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 議会初日にご報告させていただいております内容につきましては、斑鳩町文化振興財団のほう町の出資を受けた団体となっておりますので、地方自治法上の報告義務が、議会への報告義務が、町にございます。それに基づいて報告をさせていただいている、このようなところでございます。今おっしゃっていただいております指定管理の関係につきましては、地方自治法上、指定管理者でございます文化振興財団のほうは、斑鳩町のほうへの事業報告の義務というのがございまして、それは自治法上定められており、当町の条例のほうにもその旨謳わせていただいているところでございます。議会への報告義務につきましては、法律上特段の規

定はない、指定管理の関係につきましての報告義務については、法令上特段の規定はないという状況でございます。

委員長

ただいま伴委員のほうから初日の報告と被っている点もある中で、これまで総務常任委員会として、指定管理者の報告として毎年6月頃にこういった形で報告していただきましたが、書面のみの報告でもいいんじゃないかというご提案なんですけども、それに対して委員さんご意見お聞かせいただけるようであればお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

過去にね、指定管理者として指定するんやから、やっぱり総務でいろいろ議論していかなあかんということでやった経緯があったように思うんです。せやからやはり今までどおりやっていただいたらどうですか。

委員長

確か平成19年頃やったと思うんですけど、指定管理者制度が導入されて当初は1年契約で更新をするということであったかと思いますが、3年契約にしますよというふうに切り替えて来た時に、3年が果たして相応しいのかどうかという意見の中で、当時の総務委員会でやっぱり総務委員会で報告してもらおうというまとめになって現在に至っているかなというふうに思います。なかなか新人議員さんにはこの間の経緯が分かりにくいかなと思いますけど、いま伴委員のほうから提案があって、今日ここで別に結論出してしまおうというふうに思いませんので、ちょっとこの間の経過なんかも調べていただくなりして、皆さんご意見またいただきたいと思いますので、また意見があれば、委員会中でなくても構いませんので、私のほうにお聞かせいただければと思います。

最終的に結論としては年度内もしくは年内ぐらいに出せば、6月に報告いただいている分なんで、委員会として委員から提案いただいて方向性をどうしていくのかっていうことは相談させていただきたいと思いますので。この件については、今日はこれで終わっておきたいと思います。

次に、(8)令和元年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項（８）令和元年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺 i センター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告についてご説明をさせていただきます。資料 9 をお願いいたします。

はじめに、1 ページ 3. 管理業務の実施状況と利用状況についてでございます。まず、（１）管理について、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として当該施設の管理運営を行っております。観光案内所（法隆寺 i センター）につきましては、6 名のローテーションを組み、無休で運営をしております。また、観光自動車駐車場につきましては、昨年度 4 月から、法隆寺観光自動車駐車場が、株式会社呉竹荘の管理となりましたことから、現在、三井観光自動車駐車場のみの管理となっております。次に、（２）運営につきまして、観光案内所（法隆寺 i センター）と J R 法隆寺駅案内所との連携に努め、町内・県内等の観光情報・行事等の情報発信はもとより、公共交通機関の運行状況に関する情報把握など、細やかな対応を行っております。観光自動車駐車場につきましては、法輪寺との情報共有を図り、対応をいただいているところでございます。

次に、（３）利用状況について、資料の 2 ページをお願いいたします。斑鳩の里観光案内所（法隆寺 i センター）の利用状況についてでございます。令和元年度の入場者数は 8 6, 3 6 6 人で、前年比 1 1 5. 6 パーセントとなっております。また、法隆寺 i センターの 2 階にございます多目的ホールの利用回数は 1 5 0 回で、前年比は 7 8. 1 パーセントとなっております。

続きまして、3 ページから 4 ページにかけまして、指定管理事業にかかります令和元年度の収支についてでございます。収入の部といたしましては、指定管理料、また i センター利用料の合計 2, 1 2 8 万円でございます。支出の部につきましては、i センター及び観光自動車駐車場の分を合わせまして、合計 2, 0 9 9 万 3, 3 3 2 円となっており、収支差額は 2 8 万 6, 6 6 8 円となっております。なお、収支差額につきましては、補助金事業へ充当し、精算を行っているところでございます。

以上、簡単でございますが、令和元年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺 i センター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告の説明とさせていただきます。宜しくお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

伴委員。

伴委員

先ほどと同じ話になるんですが、指定管理について今回これ、町営の駐車場が抜けてしもてるという中で、実際この報告が今後また同じような形で、総務委員会ですというように、私自身、三井の駐車場とiセンターだけになってしまってるということから書面での報告といいますか、委員会での報告はなしでもいいんじゃないかなと、このように思います。一度委員長諮っていただけますか。

委員長

いま、伴委員から先ほどと同じような形での提案があったかなと思いますが、委員会での口頭含めての報告はなくして書面の提出のみでいいんではないかというご意見ですが、それに対して委員皆さんご意見ございますでしょうか。

こちらにつきましても、今日ここで結論出そうというふうに思っておりませんので、また先ほど申しあげましたように、年内か年度内に総務委員会として方向性をまとめていきたいなというふうに思います。本日この場でご意見いただけるようでしたらお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか、今日は。

(な し)

委員長

そうしましたら、また今後、皆さんの意見を聞かせてもらう中で総務委員会として方向性を出していきたいというふうに思います。今日のところはこれで終わっておきます。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 仲村総務課長。

総務課長

総務課から1点、ご報告をさせていただきます。職員採用試験の実施についてでございます。

令和3年4月1日採用の職員採用試験につきまして、今年度の第1次試験につきましては、全職種におきまして、適性検査及び書類選考の2つの方法を組み合わせた試験といたします。このうち、基礎能力問題と性格検査で職務適性等を測定する目的で実施する適性検査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、大卒及び短大卒区分の方につきましては、8月25日(火)から8月31日(月)までの間における、自宅等におけるWeb試験方式といたしまし

てえ、高卒区分の方につきましては、9月20日（日）に試験会場を斑鳩町役場として実施を予定しております。なお、障害者の方などで、自宅等におけるWeb試験による受験が難しい方につきましては、個別にご相談をいただき、ご対応させていただくという方針としております。なお、募集職種及び受験可能年齢につきまして、障害者を含む一般事務職及び土木技術職につきましては、35歳以下として実施することとし、保健師及び看護師につきましては、40歳以下として、また、保育士・幼稚園教諭につきましては、実務の経験者枠とそれ以外とに区分して実施することとし、経験者枠については、31歳以上45歳以下として、また、経験者枠以外につきましては、30歳以下として実施することといたします。なお、試験の概要につきましては、7月号の広報いかるが及び町ホームページに關係記事を掲載する予定をいたしております。

以上、職員採用試験の実施につきましてのご報告とさせていただきます。
総務課からは以上です。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 まちづくり政策課から1点、斑鳩町商工まつりの中止について、ご報告をさせていただきます。第40回目を迎えます今年の斑鳩町商工まつりにつきまして、7月18日（土）に開催を予定をされておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みまして、商工会青年部より4月23日付けで、商工まつりを中止する旨のご案内がございましたのでご報告をさせていただきます。
まちづくり政策課からは以上でございます。

委員長 福田税務課長。

税務課長 それでは、続きまして税務課から、1点ご報告させていただきます。電算システムに係る固定資産税及び都市計画税の課税誤りについてでございます。

本件につきましては、令和2年度の納税通知書におきまして、納税者の方から土地の課税標準額等が印字されていないとの問い合わせにより判明したものでございます。誤りがあった件数につきましては、全部で15件であり、このことにより、税額を増額するケースが14件で345,700円、税額更正を伴わない

ケースが1件となっております。

次に、原因についてであります。法務局の登記データと課税データを連携させるシステムを導入し、今回はじめてこのデータ連携をさせて税額を算出したところでございますが、異動があった一部の土地につきまして、税額計算がなされないという課税システム上のエラーが発生し、職員の事務処理確認において、このエラーを発見できなかったことから、課税標準額を誤ったものでございます。

納税者への対応につきましては、5月8日の問題発覚後、5月19日までに個別にお詫び及びご説明をさせていただき、全ての方から納付について、ご了承いただいたところでございます。今後は、このような事案が発生しないよう課税額算出に係る確認手順を見直し、職員のチェックを徹底するとともに、電算システムの改修を行い、再発防止策に取り組んでまいります。この度はまことに申し訳ございませんでした。以上でございます。

委員長

栗本教育次長。

教育次長

続きます。教育委員会事務局より2点、ご報告がございます。

まず、教育委員会総務課でございます。先ほどもご報告をさせていただきましたように、小・中学校の臨時休業に伴います学習補充のため、今年度は夏期休業を短縮することとしております。このことから例年8月に実施をしております、子ども模擬議会につきましては、事前学習の時間確保や、短縮した夏期休業中での日程の確保など、児童生徒への負担が大きくなることが考えられることから、今年度につきましては中止とさせていただきたいと考えております。しかしながら、子ども模擬議会への参加を楽しみにしている子どもたちの思いを表現できる機会を設けられるよう、何らかの代替え企画を検討し、各学校とも相談をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

もう1点は、生涯学習課からでございます。町の社会教育施設につきましては、6月1日より対策を講じつつ、順次、段階的に利用再開を進めているところでございますが、毎年7月1日からご利用いただいております町民プールにつきましては、更衣室では身体的距離の確保が難しいこと、また、遊泳中やプールサイドでは、人と人の接触、近接した距離での大きな声での会話など、密集、密接、密着の、

いわゆる「三密」となる危険性が高く、感染症拡大防止の観点から、今年度は、休止をさせていただくことといたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。なお、住民の方々へは、6月15日発行の町広報紙お知らせ版で周知する予定となっているところでございます。

以上、教育委員会事務局からの報告であります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けいたします。 伴委員。

伴委員 いま、6月のあたまぐらいから、いろいろな形で貸館っていうようなことが始まってる、開始されてると聞いてるんですが、その中でやはり今まで、定員がどうもあるようで、その定員が今まで例えば30人やったら、それを15人にしてもらえまへんかというような話があると。そうすると次の日も場合によったら同じ人が同じことをしようと思えばなってしまうと。その時に、借りてる人の負担に、なんか費用がなるような話ちょっと聞いたんですが、そのあたり、そんなことでちょっとお聞きしたいですがお願いします。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 公民館の対応でご説明をさせていただきます。中央、東、西公民館につきましては、6月1日から貸館及び予約を再開をしております。その再開に際しましては新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針に基づきまして、この奈良

県対処方針では、集会は特に人と人との距離が2メートル確保できる人数で行う事という方針が示されております。そういったことで公民館の研修室等、できるだけ2メートルを離すとなりましたら、定員の約半分ということになりますので、現在定員の半分、例えば研修室1であれば定員が36名ですけども、18名を限度として貸館を進めているところでございます。

伴委員 それはそれでよろしいですねん、私、別に定数、定員を今まで通りせいと言うてるんやない、私言うてるのはその分、同じことをしようと思ったら倍、次の日とかまた朝からと昼からとかという形で、えろ借りやなあかんようになりまんが。その時に住民のほう、借りてる人の負担丸ごとっちゃうような話聞いたんで言うてるわけですわ。やっぱりその辺、住民に寄り添うような形でやってもらわなあかんと思いまんねけど、ちょっと教育長答えてもらえまっか。

委員長 山本教育長。

教育長 今のご質問ですが、確かに委員お述べのように、倍という形になる計算になるかと思うんですが、今現状そのような状況にあるということは、私のほうで耳に入ってませんので、今の現況、いま次長が回答しましたような形で取り組んでおるわけなんですけども、そういうような状況がこちらのほうで把握してないのは非常に申し訳なく存ずるわけなんですけども、状況把握に努めまして検討してまいります。ちょっとどういう状況に今現状がなってるのかという現況把握に至ってませんで申し訳ありません。

伴委員 すんまへん、声荒げて。私言うてんのはね、実際町に問い合わせしてはるわけですわ、そしていや、2コマになるんか朝昼になるんか知りまへんけど、増えた分だけ、今まで通りでけへん分だけは費用は負担してもらいまっせと言われたというように私聞いてまんねん。その辺はやっぱり住民に寄り添うてほしいんやと。やっぱりその中で、ほな全部町が持ちますわと、私それ要求してるわけちゃいまんねん、寄り添うてほしい、そこで相談のって、そうでんなど。まあ言うたら致し方ないことでは、致し方ないことに対してはやっぱり理解してもらえんような説明してほしいというように思いまんねん、せやから全部町に持ってくれ言う

てるわけじゃないまんねん。規則通りにすば一んとやらんといてくれっちゅうことを言うてまんねん、そこだけちょっともっぺん答えとくなはれ。

教育長

2点お答えしたいと思います。まず1点目は、状況がこちらのほうにあがっていないということに対しまして体制がどうなっているのか、もう一度再構築したいと思います。もう1点は、ご指摘のとおり即答するというのはいかがなものかなというもの私も承知してますので、その点は注意してまいりたい、今後そのようなことがないようにしてまいりたいと思います。

委員長

コロナに伴って住民さんに新たな負担が発生するというのは、やっぱりいかがなものかなというふうに思います。だから伴委員おっしゃるように柔軟に対応していただきたいと思いますので、お願いします。

他にございませんか。

(な し)

委員長

すみません、私のほうからも1点お尋ねしたいんですけど、以前、嶋田委員からもあったんですけど、学校休校に伴って給食もなくなってしまって、業者等に対する補償関係ですね、それについて、町のほうとしてはどういうふうに考えておられるでしょうか。松岡教委総務課長。

教委総務
課長

給食の業者への支援の考え方になってこようかなというところでございますけれども、学校給食の食材につきまして、3月の休業措置に伴いましてキャンセルをさせていただいたところではございますんですけども、食材のロスなどの生じたというようなことはございません、というところは既にご報告をさせていただいておったかと思うんですが、しかし既に発注がなされた給食食材について、それが急遽キャンセル、発注済みであったものが急遽キャンセルされたことによって実質的な食材のロスなどの損害を生じることがなくとも、事業者には負担が生じるというような実態につきましては事業者のほうからもお聞きしているところでございます。これらにつきましては、文部科学省は、そういった臨時的に生じた経費については国庫補助の対象といたしながら、これを財源として事業者と協

議をするようにというような見解がなされていることから、自治体といたしましてそれぞれ協議が進められるというところでございますので、今般の補正予算の中でも食材のキャンセルに伴う違約金の部分について、事業者とも協議を進めていって、これらが事業者の事業継続の支援になってこようかなというところで考えているものでございます。

委員長 ひとつ、国庫補助っていうふうにおっしゃったんですけど、この間、交付金として国は一定の枠を設けて対応するという形でできてきてますけど、それとはまた別の形で対応ということなんでしょうか。

教委総務
課長 3月に実施した、政府の要請による休業に伴う臨時的経費については別の国庫補助の制度が設けられてございます。これにつきましては要した事業の4分の3の補助金、これを残る4分の1は町費でございますけれども、この部分については一定の割合で交付税参入というような形で財源が措置されるというところがございます。

委員長 それと、課長説明いただいた中で、違約金については、ということ言っていたんですけど、ただロス等は発生しなかったとしても、やっぱり本来学校が運営されているようであれば業者の方も収入になるというんですかね、であったものがやっぱりコロナによってそれが途絶えてしまったという点では補償の対象になっていくのかなというふうに思うんですけども、そこについてはどういうふうに考えてはるんでしょうか。

教委総務
課長 本来、通常、学校給食が実施されておれば収入があったであろうものについて、全て補償をさせていただくというところまでの施策というのは非常に金額も不透明なところもあり、難しいところではございます。こうした中で現在想定してございますのは、既に発注を終えられて、本来納品が想定されていたものについての分を支援させていただく、全額ではございません、違約金でございますので全額ではございませんが、一定の割合の中で補助をさせていただくことが、安定的な学校給食の供給にもつながるというところで、事業者の支援をしていきたいなというところがございます。

委員長

それと、町と直接契約をされてる業者さんに対して町はそういった違約金という形で支援等ですかね、補償をしていくことになるかと思うんですけど、町内の商店を経営されていたりとか、食材を提供されてる業者が直接町と契約をされていたら、町から出たお金っていうのはいくと思うんですけど、そうでない、間に業者を挟んで、という形になるときっちりそういうところまで補償が行き届くのかっていうのは非常に心配なんですけど、その点はどうなってるんでしょうか。

教委総務
課長

今回の違約金につきましては、委員長おっしゃるように町から契約先を、もちろん対象としてございます。この納入業者とそもそも手配元となる生産者であったり卸業者の間でどのような契約がなされているのかというところが、こちらのほうでは掴みかねているところではございます。しかしながらこれらに指導をしているというところは、やはり行政としても越権になってくるのかなというところでございますので、このあたりは、この補助制度の趣旨というのは一定ご説明をしながら、納入業者は例えば卸業者、手配元、生産者との協議を進められるような話はできようかというところで、それまでにとどめていくことになると思います。

委員長

国のほうもですね、やっぱり業者の皆さん、食材提供者等ですね、学校給食にかかる業者の皆さんが倒産っていうんですかね、してしまわないように、という趣旨でされていると思いますので、そのところはきちっと行き渡るようにしてほしいというのと、やっぱりこの間聞いてると運転資金なんかももうなくなってきて、やっぱりこのままじゃもたないよというような声もありましたんで、そういう点で言うと、金額等について、その違約金という形だけで十分なのかどうかという点についても、やっぱり検証検討していただきたいなというふうに思います。これ、執行はいつぐらい考えておられるんでしょうか。

教委総務
課長

今回の補正予算の中で、事業経費を計上させていただいてございますので、議決をいただきましたのち、直ちに事業者との協議を再開いたしまして、速やかに執行していくというようなことで考えております。

委員長

また町内業者さんですね、今回の補正予算執行後の状況なんかもお聞きしなが

らですね、また今後こういった対策等が必要かについても、私自身もちょっと検証検討させていただきたいなと思います。

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時47分 閉会)